

## 久万高原町建設工事入札者心得

久万高原町が発注する建設工事の入札参加者は、久万高原町財務規則(平成 16 年久万高原町規則第 43 号。以下「財務規則」という。)のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

### 記

- 1 入札書は、所定の様式のものを使用すること。
- 2 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。
- 3 書類の文字及び印影は明瞭であって、かつ消滅しないもので記載すること(鉛筆等による記載はしないこと。)
- 4 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 5 入札代理人は、入札開始前にその代理権限を証明する書面(委任状)を提出し、入札執行者の確認を受けること。

また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者 住所

氏名

代理人 氏名

㊟

6 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。ただし、入札者抽選選定入札による場合は、入札の出席確認を受けてから、入札執行の完了に至るまでの間の辞退は認めないものとする。

(1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前には、入札辞退届(別紙様式)を契約担当者に持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出して行う。

② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

(2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。

7 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合、指名を受けた者においては、設計書を閲覧する際に、入札通知書の写しを担当課に提出するものとする。

8 町工事の競争入札の談合に関する情報(以下「談合情報」という。)を入札執行前に入手した場合は、入札者を入札執行前に抽選により選定することがある。

9 入札者が1人であるときは、入札を中止するものとする。

10 次の各号のひとつに該当する入札は無効とする。

- (1) 財務規則又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
- (3) 代理権限のない者がした入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (7) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札

11 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は異議の申し立てができないものとする。

12 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。

13 開札は、所定の場所及び日時に入札者立会のうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。

14 いったん提出した入札書の返還、引替え、変更又は取り消しはできないものとする。

15 入札者中予定価格以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、工事の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある と認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。

16 工事の請負契約に係る入札において、財務規則第88条の2第1項の基準に該当する入札を行った者は、町長の行う同条第2項に規定する調査(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。

17 入札回数は、予定価格を公表した場合は1回とする。予定価格を公表しない場合は原則として2回を限度とするが、2回で落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、1回を限度として見積りに移行するものとする。なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。

18 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。

19 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじで落札者を

決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わりくじを引かせるものとする。

20 入札者は、入札後、財務規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

21 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

22 予定価格4,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)の工事の入札にあつては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて配置予定技術者届を提出しなければならない。この場合において、技術者の専任等の確保が困難と認められるときは、落札決定を取り消すものとする。

23 前項により落札決定を取り消した場合は、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とし、配置予定技術者の確認を行うものとする。

24 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上(低入札価格調査を受けた者のうち、町が発注する工事において、低入札価格調査に係る工事を施工中の者又は入札の期日から起算して過去1年以内に低入札価格調査を受けた者との契約にあつては10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、または提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

25 落札者が21に規定する期間内に契約の締結を申し出ないときは、落札はその効力を失うものとする。

26 この心得は、随意契約による見積もり合わせ、測量等の場合に準用する。